

令和6年度第2回宮崎県立図書館協議会議事録

期 日	令和7年2月19日（水）午前10時から正午まで	
場 所	宮崎県立図書館2階研修室	
出席者	委員	議 長：根岸裕孝委員 副議長：前田小藻委員 委 員：山崎俊一委員、満園真由美委員、今西猛委員、 山下真一委員、小山美香委員、川路善彦委員、 坂下実千代委員、橋口美帆委員 計10名
	生涯学習課	中村課長補佐、佐藤主幹、木村社会教育主事
	図書館職員	平山館長、津田副館長、 野中総務・企画課長、清家情報提供課長、 瀬之口総務担当主幹、大木企画担当主幹、 佐藤資料管理担当主幹、重山普及支援担当専任主幹、 小山郷土情報担当主幹、下園情報提供担当副主幹
	傍聴者	なし
講 師	国立国会図書館関西館 岡本常将氏	
会 議 内 容	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 館長あいさつ 3 委員・職員紹介 4 日程説明 5 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和6年度の運営状況について (2) アクションプラン評価項目目標値の一部見直しについて (3) 令和7年度の運営方針等について 6 これからの県立図書館の在り方について <ol style="list-style-type: none"> (1) 講演「資料の電子化及び今後の蔵書構築」 (国立国会図書館職員によるZoomでの講演) (2) 意見交換 7 その他 8 閉 会 	
記録	総務・企画課	

上記会議内容に沿って進行し、このうち議事において事務局からの説明等を行うとともに、次のような質疑応答及び意見交換が行われた。

<令和6年度の運営状況について>

【委員】

主な催事等の特別展や企画展、文化講座などの参加数は昨年度と比較してどのような状況であったか。

【事務局】

文化講座は午前と午後に分けて実施したが、それぞれ30名前後の参加者があった。特別展や企画展は期間累計で1,000名を超えており、若山牧水や作家の中村地平という人物にスポットを当てた内容から、昨年度と比べても想定の程度の参加規模となった。

【委員】

宮崎県史のデジタルアーカイブが公開予定であるが、今回の公開予定の範囲はどうなっているか。

【事務局】

宮崎県史自体は全部で31巻32冊あるが、このうち県民に広く役立つと考えられる通史編7巻、資料編2巻、別編2巻をデジタル化し、公開することとしている。

<アクションプラン評価項目目標値の一部見直しについて>

【委員】

前回の協議会で取組評価についての意見を出したところであるが、今回の目標数値の見直しにおいてそれらがしっかり反映されていると感じた。アクションプランは長い期間を想定しており、先まで見通した目標設定は難しいと思われるが、例えばSNSのフォロワー数は2倍、ホームページアクセス数はそれ以上など、各年度の動きを踏まえて目標を柔軟に引き上げながら取り組む姿勢は評価できる。

【委員】

ホームページのどの部分が集中的にアクセスされているか、そこからどのページに閲覧先が移っているかは把握できているか。

【事務局】

評価項目の数値はホームページのトップページが何回訪問されたかをカウントしたもので、アクセス解析はできていないため、どの部分がよく見られているかは正確なデータと

しては不明である。なお、トップページからどのページへ閲覧先が移ったかについては、令和6年9月から開始した電子書籍サービスを利用するに当たってトップページから入ってログインする必要があるため、電子書籍サイトへのアクセスルートになっていたり、トップページで日々更新している年間行事等のスレッドからより詳細な情報を参照したりするためのアクセスが多いものと思われる。

【委員】

ホームページやSNSなどの目標設定の見直しは評価できるが、これらの数値の増加が来館者数や貸出冊数、レファレンスサービスの利用数等の増加につながったという結果は出ているか。

【事務局】

電子書籍サービスの利用増加に伴ってホームページのアクセス増が見られるという状況は一つの結果として考えられる。また、入館者数は、1月までの累計で322,711人で、前年同月より27,879人増えている状況である。

一方、貸出冊数は、同じく累計で264,694冊で、前年よりも10,961冊減っている。来館者数は徐々に増えてはいるが、貸出冊数が前年割れとなるのは昨年度も見られた傾向で、新型コロナが5類感染症に移行し、外出機会が増加したにもかかわらず、観光や行楽地などに足が向き、図書館に行って本を借りて読むことには結びつかずに、コロナ禍以前の利用水準に戻りきっていないことがうかがえる。

今後もSNS等による発信を活用して集客を図るとともに、昨年度に実施してほぼ満席となった中村地平のドキュメンタリー映画試写会などの実績を踏まえてイベント開催を考えていきたいと考えている。

【委員】

学校現場の状況は「ひなた電子図書館」のオープンによって大きく様変わりしたように感じている。ホームページのアクセス数が増えたということであったが、子どもたちが県立図書館のホームページを自分たちのタブレットのお気に入り登録している。また、すきま時間を見つけては、「ひなた電子図書館」で電子書籍を閲覧している様子も見受けられる。昨年10月末に、学校職員向けの「ひなた電子図書館」導入についての説明会をしたこともあり、それをきっかけに子どもたちに広めていっており、今後もホームページのアクセス数が増えていくことが予想される。

【委員】

「ひなた電子図書館」について、県政番組等で広報PRをしたことはあるか。

【事務局】

教育委員会の広報番組や県政番組でも取り上げている。また、9月のグランドオープンでは各方面の取材を受け、随時報道されている状況である。

【委員】

直接の来館にはならないにしても、今後は電子書籍サービスの利用数も図書館の利用状況を示す一つの評価項目になるのではないかと思われる。

<令和7年度の運営方針等について>

【委員】

「ひなた電子図書館」については、学校現場としては大変ありがたい取組であると考えている。このサービスに先駆ける形で、宮崎市立図書館が子ども向けの電子図書館を開設しており、そのホームページを開いて見たところ、子どもたちが関心を持っているいろいろな電子書籍を読みたくなるような充実した内容であった。今後、電子図書館の設置が広がっていくものと思われるが、「ひなた電子図書館」ならではのサービスなど、市立図書館とはここが違うといった独自の方向性があるか。

【事務局】

2月現在、電子図書館は、県内では宮崎市、延岡市、えびの市が導入しているところで徐々に広がっているが、県立図書館の「ひなた電子図書館」は、閲覧型のサービスで調べ学習向けの書籍や辞書などが充実しているキノデンと、貸出型のサービスで読み物などが充実しているライブラリエの2つの電子書籍サービスを提供しており、特にキノデンについては、県と市町村との役割分担に基づいて県はより専門的な資料やレファレンスサービスに活用できる資料を揃えるという観点から、また、ライブラリエについては、アクセス制限のない読み放題パックを加えて広域的な利用に供するという観点から、これら両方のサービスを備えている。

なお、すでに導入している市との意見交換では、読み放題パックの重なりがないように配慮する必要があり、早めにコンテンツの情報を提供してほしいとの声も聞かれている。県立図書館から離れた地域でもインターネットでアクセスできるため、市町村との役割分担を踏まえ、重複を避けながら運用していきたいが、まだ導入していない市町村もぜひ導入した上で内容を充実させていただければと考えている。

そのほか、利用ライセンスの問題もある。人気のある電子書籍は何十人と予約が入り、かなり長期間待たないと読めないという状況に陥るほか、サービス期限や提供回数に制限付きのものもあり、なるべく大勢の方に利用していただくには、県立図書館のみならず各市町村でも導入して提供の間口を広げる必要がある。

【委員】

学校との連携を「ひなた電子図書館」を核としながら今後どうしていくかが次の大きな課題になると思われる。都城市の小学校で「ひなた電子図書館」のIDとパスワードを児童に配付していると聞いたが、そのほかに学校全体で利用を促進しているような取組はあるか。児童生徒の数に応じて学校図書館の充実度が比例する実情があり、特に小規模校や特別支援学校の図書館格差解消のために電子図書館を活用していただきたいと考えてい

る。そのためにも、IDとパスワードの配付をどれだけ進められるかが懸案ではないか。「ひなた電子図書館」が、格差を埋めるための起爆剤になるとよい。

【事務局】

生涯学習課をはじめ、高校教育課や義務教育課と連携して、学校へのIDとパスワードの付与を行っているところで、すでに約310校に上っており、アクセス数もかなり増えている状況にある。今後も希望する学校を増やして、子どもたちの読書環境の格差解消を図っていききたい。確かに、小規模校は余裕がなく学校図書室の規模も限られているが、電子書籍については等しくサービスが受けられるため、格差解消さらにはバリアフリー化にもつながると考えており、今後も継続的に充実させていきたい。

【委員】

技術の進歩などから紙の本とともに電子書籍が広がるのが時代の流れであり、そのことで読書の恩恵を受ける人たちもいるものと理解しているが、長年にわたって絵本の読み聞かせに携わってきた立場としては、絵本だけは電子書籍を導入してほしくないという思いも強くある。というのも、紙の本には、親子で一緒にページを開いたり読み合ったりする中であたたかいふれあいがある。また、まだ電子化されている絵本の数は少ないという現状や、発刊から何十年と読み継がれ、これからも末永く読まれてほしい絵本が電子化されてしまうことはどうなのかという不安もある。

絵本は、親が子に寝る前に読み聞かせたりするものであるが、それを電子機器に置き換えてしまうと、子どもの眠りに対して何らかの弊害があるのではないか。また、絵本には様々なサイズや紙の質があり、電子機器の小さな画面に表示したり、手触りをなくしたりするものではないという点からも、絵本の電子書籍は避けていただきたいと考える。

【事務局】

昨年実施した読み聞かせ会で、書画カメラを使って絵本をディスプレイに投影し、参加者にページがよく見えるようにしてみたが、読み手が参加者に背を向けるような配置になってしまい、表情や口元の動きが分からなかったとか、その読み方はどうなのかといった声をいただいた。

御意見のとおり、絵本は親が子どもを抱きかかえて読んで聞かせるなど、親子のコミュニケーションのツールにもなり、紙のページを手でめくることができるのも絵本の重要な持ち味である。当館内に読み聞かせの部屋があって親子連れで活用していただいております。紙の絵本による親子のふれあいも大事にしていきたい。

また、近年は大人でも、読み聞かせではなくて自分のために絵本を読む方が増えているが、遠隔地でなかなか県立図書館まで来ることができない方もおられるため、サービスとしては電子書籍での絵本の提供も一定のメリットはあるものと考えている。

さらには、音声読み上げや拡大表示の機能があり、読書バリアフリーの観点からも読書が難しい方や障がいのある方にも提供できるため、御意見を最大限尊重して、子どもたちには紙の絵本による読み聞かせを続けながら、ほかのニーズにも応えていくという姿勢に基づいて選書していききたいと考えている。

【委員】

読書バリアフリーの観点での対応として電子書籍も必要であることは理解できた。今後電子書籍化をする絵本については、よく選書していただきたい。

【委員】

絵本についての意見には賛成したい。子どもを持つ親として、絵本を子どもと一緒に見る時間は、子どもにとっても自分にとってもとても大事であると感じている。

他県での絵本に関する取組で、「福ブックろ」（福袋）というものを聞いた。「楽しくなる絵本」や「癒やされる絵本」など、決まったテーマの絵本を司書がピックアップし、3冊程度を中身が見えない袋に入れて10セットほど並べるもので、来館した子どもや親子が楽しんで手に取っていき、すぐになくなってしまうという。子どもたちがわくわくするような仕掛けづくりになるほか、来館者数は増えているにもかかわらず貸出冊数が増えていない状況にもアプローチできるのではないかと考える。

【委員】

ボランティアとして読み聞かせに長年関わっており、絵本については同意見であるが、大人に向けてはもちろんのこと、障がいを抱えている子どもたちについて、障がいの度合いによっては電子書籍の利用もありなのではないかという思いもある。具体的にどのような子どもたちに必要かは専門的なことでもあり分かりかねるが、過去に特別支援学校で医療的なケアを要する子どもの担当を務めた経験から言うと、読書に向き合うにしてもそれぞれのケースに応じて細やかに配慮する必要がある。芥川賞作家で読書バリアフリーを訴えていた方もおられ、紙の本と電子書籍の在り方については様々な立場から考えなければならぬと感じている。

電子書籍の学校に対する利用促進として、すでに約310校の児童生徒にIDとパスワードを配付しているということで、大変ありがたい取組であり、地域の学校にも行き渡っているか気になるころであるが、一つ心配しているのは、学校に行けない子どもたちが地元も含めて増えていることである。電子書籍の利用促進で、ぜひそのような子どもたちに読書の楽しみを提供できないかと願う。

また、電子書籍は今後高齢者にとっても楽しめるツールになり得ると考えるが、電子機器を使ってそのサービスにたどり着くまでが難しい方もいるのが現状である。地域の集まりなど何らかの機会をとらえて、手軽に使えるような方法の説明や案内がなされ、高齢者にとってもより利用しやすくなるとよい。

【委員】

電子書籍を活用することで、読書環境における地域格差や、県立図書館になかなか来られない人への読書サービスなどにも改善の期待が寄せられるが、一方で絵本に関しては議論する余地もあり、よりよいサービスの構築に向けて検討を重ねていただきたい。

<これからの県立図書館の在り方について>

○ 講演「資料の電子化及び今後の蔵書構築」要旨

- ① 公共図書館及び国立国会図書館における蔵書の電子化の状況について
 - ・ 公共図書館の蔵書電子化の着手は全体の2割で、国立国会図書館では2000年までに刊行された図書の電子化を実施している。
 - ・ 電子化した資料の公開には著作権が絡むので、古い資料又は自治体が著作権を持つ資料から電子化し公開しているケースが多い。
 - ・ 国立国会図書館では、著作権が切れていなくても、絶版等入手困難であれば、個人や図書館への送信が可能である。
 - ・ デジタルアーカイブ構築には同一自治体内の博物館と連携する事例や県内でひとつのデジタルアーカイブを構築する事例もある。
 - ・ メタデータをジャパンサーチ等に連携することで利活用が進む。

- ② 公共図書館における電子書籍サービスの導入状況について
 - ・ 個人で購入できる電子書籍のうち、図書館向け電子書籍サービスに入っている資料は4割程度である。
 - ・ 2019年の調査によれば、電子化率は2005年刊行分では約8%、2010年刊行分では約16%、2017年刊行分では約37%に上る。
 - ・ 10%を超える点からみて、電子書籍は概ね2010年以降刊行の紙の資料の代替として機能すると考えられる。
 - ・ 実際に2010年が電子書籍元年といわれ、そこから様々なプラットフォームでサービスが開始されていることから、主に2010年以降の資料の電子化が始まっていると捉えることができる。

- ③ 県立図書館資料と外部のデジタル資源について
 - ・ 県立図書館の図書約77万点のうち、国立国会図書館で電子化が済んでいるものが約16.6万点ある。
 - ・ 国立国会図書館で電子化しているのは2000年までの資料であるのに対し、電子書籍化は2010年以降であり、重なりはない。つまり、電子書籍を導入するから電子化は不要ということにはならない。
 - ・ 今後の蔵書構築として、紙の資料の増加に応じた保管場所の拡大をはじめ、それが困難な中で電子資料との重複をどうするかなど、様々な論点が出ているが、全国の公共図書館や国立国会図書館の状況が参考になればと考える。

○ 意見交換

【委員】

収蔵スペースの確保に当たって、除籍が一つの注目点になっているが、除籍の規模によってどれくらいのスペースが確保できていくかといった見通しや除籍目標について、定めているか。

【事務局】

除籍に関する要項を定め、それに沿って運用しているが、目標については特に定めていない。昨年度は年間で4,000点程度であったが、例年それくらいの規模で除籍を行っているところである。

【委員】

収蔵スペースの確保に向けて現状を評価し、今後の計画を立てるには、除籍目標を定める必要があると考える。毎年1万冊程度の収蔵がある中で、除籍が追いつかなければ、振り出しに戻って書庫建設等の議論を繰り返すしかなくなるのではないか。電子書籍の導入や国立国会図書館における電子化の取組なども踏まえ、国立国会図書館が電子化を進めるのであれば資料はそれで確保できるのではないか、県立図書館としては県独自の地域資料の収集に注力すればいいのではないかなどの考え方もあるため、除籍の具体的な方向性を整理していただけるとよい。

【委員】

これから検討されるとは思われるが、県立図書館として除籍をどれくらい目指しているのか、例えば、電子化によって必要がなくなった紙の資料は除籍ができると仮定すると、資料の電子化における考え方を示すことで除籍の方向性も見えてくると思われる。

【委員】

同じく除籍について、電子化したからとか電子書籍を入れたからとの理由だけでその資料が除籍できるとは思えないが、基本的には収集した冊数の規模だけ除籍していかないと収蔵スペースは保てない。除籍の計画や目標はないとのことであるが、方針を明確化することで除籍は進むと考えてよいか、そもそも除籍をするための人員が足りないといった構造的な原因があるか、その点はどうか。

【事務局】

収集した資料は県民の財産であるという前提に立ち、基本的には要項に合致しているものでないと除籍は行わないことにしており、過去の平均的な実績では購入が14,000冊、寄贈が6,000冊に対して除籍が6,000冊で、年間に14,000冊増えている状況にある。収集した数に見合うだけ除籍しなければ蔵書は増え続けることに間違いはないが、除籍の目標を設けることが図書館として正しいのかは疑問としている。

必要な資料はできる限り購入して蔵書として保存しておくことが図書館として基本的な姿勢であり、そのためのスペースがなければハード的に整備して確保するとか、国立国会図書館のネット公開や送信サービスをはじめ、市町村立図書館など他館との重複を整理するといったことから中長期的な方針を立てていく必要があると考えている。

あるテレビ番組で、たった一冊の中の論文がきっかけで宇宙科学における仮説の証明につながり、ノーベル賞に至ったという事例を観た。収蔵するスペースがないから捨てるということが、もしかしたら人類の偉大な発見の芽を摘むことにもなりかねないとも考えられ、除籍については慎重に取り組まなければならない。

【委員】

除籍するに当たっての職員の知識や経験を積み、研修等で広めて図書館全体で除籍の技能を上げていく必要もある。

【事務局】

人員の問題については、電子書籍を導入してその分の業務も増えている状況の中で、現状でも精一杯の体制で図書館運営に努めているところであるが、選書も含めて除籍にどれくらいの労力がかかるのか、また、人口減少に伴って図書館の運営にどれくらいの経費や人員が充てられるのか、当館としても課題を持って注目しており、今後の動きを考慮していかなければならないと考えている。

【委員】

県立図書館の役割に「保存図書館」があるということを考えると、資料の除籍の進め方については慎重に考える必要がある。

国立国会図書館に伺いたいのが、都道府県立図書館等で同じように収蔵能力の限界が迫っているところがあるのではないかと思われるが、例えば国立国会図書館と蔵書の棲み分けをしていたり、資料の電子化で対応していたりする事例など、特徴的な取組が見られるところはあるか、教えていただきたい。

【講師】

ここ数年以内に書庫がいっぱいになることを理由に、増設等について特に急ぐようなケースはあまり聞かない一方で、手狭であることや老朽化によって新しく図書館を建てる動きは、聞き及ぶ範囲で全国の中で5～6事例はあり、それらの事例の中で、必要な書庫の規模はどれくらいかといった、本日と同じ論点の議論が交わされている。

自館で電子化しているものや自館以外で電子化されているものとの資料の重複についてとか、デジタルアーカイブの整備構築についての相談があったり、新しい図書館を建てるに当たってどういうふうに書庫を整備したらよいかを調査するため、見学に来られるところもある。

また、県立図書館の保存図書館という役割にフォーカスし、図書館の運営方針で資料の永年保存を定めているところ、永年保存する雑誌を県立と市町村立とで分担しているところなどもあり、なんとかして資料を保存していこうと模索している動きも見られる。

【委員】

図書館が集めている資料は、図書だけではなく様々である。除籍とは逆に保存の観点から、どれを残していくのかということも考えていく必要があるのではないかと。図書館として除籍に慎重な姿勢をとることは理解でき、何冊除籍するという目標付けをすることは馴染まないのではないかと考える。

【委員】

収蔵率を超えているためボランティアが懸命に除籍を進めている市もある。そこでは収蔵をなるべく増やさないように、もう2年ほどになるが寄贈の受け入れも一切やめている状況である。県立図書館では寄贈についてどのような対応をしているか。

【事務局】

資料の寄贈については、郷土資料を重点的に受け入れているほか、当館の所蔵に欠本があったり、汚破損本などと交換できるものであれば受け入れることにしている。

【委員】

除籍については、様々な意見を聞いて、目標数ありきでは保存図書館としてやはり危険であるという認識を強くした。ただ、収蔵スペースの問題は待ったなしであり、救急医療の現場でも命を救うためにトリアージをするように、本の優先順位を決めていくところから早急にスタートする必要があると感じた。

一方、除籍に関する要項を見ると、優先順位や国立国会図書館との重複などについてどこに触れられているか直接読み取れず、最後に一部改正された平成30年以降の動きや議論が大事になってくると考えられる。

人口規模で目指すべき蔵書数では、本県は人口一人当たりの蔵書数が0.79で平均値の1より少ないという結果が出ているが、開館年が新しい他県では、そもそも蔵書能力が高いからか1.5前後と多く、先進的と思える反面、デジタルアーカイブの導入時期は遅かったという話も聞かれ、単に蔵書数だけで比較はできないようにも感じられる。平均値の1くらいあった方がいいのか、他県の1.5くらいあった方がいいのか、どのようにとらえるべきか。

【事務局】

要項上も、現状として積極的に除籍を行うものとはしていないが、県立図書館が置かれている状況を踏まえ、今後の確に見直しとそのための議論を重ねていく必要はあると考えている。

【事務局】

一人当たり何冊の蔵書を持つべきかについて答えを出すことは非常に難しい。過去には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の中で市町村については人口規模に応じてこれくらいが望ましいという認識が示されたことがあったが、現在は無い。

資料にあるように、昭和の時代に建てられた図書館は、100万冊程度の収蔵能力であることが多かったが、平成以降の近年では200万冊の蔵書能力を有する図書館もできた。今後は何十年先の蔵書を見込むかがポイントになると考えられる。

当館は昭和63年に開館してから37年経つが、耐用年数として88年もつという設計のもと、あと50年は引き続きこの建物で本を所蔵していくとすると、毎年14,000冊増加する現状のペースでは50年後には70万冊増えていることになる。電子書籍や本の単価上昇を考慮して毎年の増加を1万冊と見積もっても、なお50万冊は増える計算で、増加分をどこに保管するかが大きな問題である。仮に1万冊の除籍を行って増加分が相殺できるように今の除籍要項を見直したとしても、急に何千冊も除籍対象を増やせる状況にはないと考えている。ただ、これから除籍要項を見直す必要性は多々あり、本日いただいた意見等を反映させながら検討していきたい。

【委員】

今の収蔵や除籍の体制を考えると、最終的には書庫の増築ということになるのか。

【事務局】

県立図書館の立場としては、収蔵する物理的なスペースを新たに確保しないといけないと考えており、この館内には構造上増設はできないことが分かっているため、何らかの形で館の外に設ける必要があるというところまでできていると認識している。それを県単独で実施するのか、また、市町村との連携の在り方や国立国会図書館等における資料のデジタル化の状況、電子書籍サービスの普及や出版環境の変化等に伴って紙の本と電子化した資料の割合が今後どうなっていくかなど、様々なことを勘案しながら方向性を模索していくことになる。今すぐに結論を出すのは難しく、まさに過渡期にさしかかっていると考えられるが、その一方で、収蔵の上限を迎える見込みの令和13年度が迫っており、検討は急がなければならないという悩ましい状況にある。